

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りです）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

憲 法

〔問題〕

以下の事案を読んで下記の設問に答えなさい。

〔事案〕

Y 市が管理する都市公園は、地方自治法第 244 条にいう「公の施設」として市民の利用に供されているが、Y 市都市公園条例（以下「本件条例」という。）第 3 条 1 項第四号によれば、「競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用する」場合には、市長の許可が必要とされている。そして、本件条例第 3 条 4 項は、「都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り」、市長が集会等のための公園の使用許可を与えることができると定める。

X は、「日本浄化デモ」と題する集会、デモ行進を過去 2 回にわたり主催し、そこでは在日外国人を害虫にたとえたり、在日外国人を犯罪者と決め付けたり追放を呼びかける発言がなされ、居合わせた市民から苦情が寄せられた。X は、202X 年 6 月 5 日に、「日本浄化デモ第 3 弾！」と題する集会（以下「本件集会」という。）を開催するため、Y 市が管理する都市公園の一つについて本件条例第 3 条 1 項に基づき使用許可申請を行った。

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」第 2 条によれば、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と定義されている。Y 市は、同法第 4 条 2 項において、地方公共団体が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」とされたことを踏まえて、X 主催の集会において在日外国人に対する不当な差別的言動が行われる可能性とその影響等について協議した。

その結果、本件集会が、不当な差別的言動がなされた過去 2 回の集会と同一の主催者による、同一のテーマの集会であることや、Y 市からの電話確認に対し X が従前の集会と同趣旨の集会であることを認めていたことからすると、本件集会においても不当な差別的言動が行われる蓋然性が高く、公園の利用者や通行人、周辺住民のうち在

日外国人の人格権を侵害する危険性があり、国籍を問わず公園の利用者や通行人、周辺住民に不安や恐怖を覚えさせることとなり、公園の通常利用が事実上不可能になるものと判断した。

Y市は、同年5月30日、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に規定される不当な差別的言動をおこなうおそれがある」として、本件条例第3条4項に基づき、本件集会のための公園利用について不許可処分をした（以下「本件不許可処分」という。）。本件不許可処分に対して、Xは、自らの主催する集会が政治活動の一環であり、集会の自由として憲法第21条1項で保障されていること、公園は集会等の表現活動の場として最大限に利用が認められるべき場であることを主張して、本件不許可処分は憲法第21条1項に違反すると主張している。これに対して、Y市の側は、公園における集会は屋内集会と異なり、他の公園利用者の利益との調整が不可欠であり、そのために市長の許可が必要とされていること、人格権を害する「不当な差別的言動」は表現の自由、集会の自由の限界を超えているなどと反論している。

〔設問1〕 判例によると、集会のために設けられた「公の施設」の利用を拒否できるのはどのような場合とされているかを説明しなさい。

〔設問2〕 裁判所は、本件不許可処分の合憲性についてどのような判断をするかを具体的に論じなさい。

以 上